

議案第2号

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の
一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2022年5月13日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市立学校施設の開放に関する条例の改正に伴い、
関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市立学校施設の開放に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容及び施行期日

改正の内容及び施行期日は、次のとおりです。

(1) 体育館空調設備に関する規定を次のとおり整備します。 令和4年6月1日施行

ア 体育館空調設備の利用手続に関する規定を加えます。(第1条による改正後の第11条関係)

イ 開放施設に体育館空調設備を加えます。(別表関係)

(2) 武道場及び特別教室に関する規定を次のとおり整備します。 令和4年8月1日施行

ア 武道場及び町田第一中学校の特別教室の利用申請等に関する規定を加えます。(第2条による改正後の第10条から第16条まで関係)

イ 町田第一中学校の図書室の利用手続に関する規定を加えます。(第2条による改正後の第17条関係)

ウ プールの利用手続に関する規定を加えます。(第2条による改正後の第18条関係)

エ 使用料の還付に関する規定を改めます。(第2条による改正後の第21条関係)

オ 武道場及び特別教室に係る使用料の減免に関する規定を加えます。(第2条による改正後の第22条関係)

カ 開放施設に武道場及び町田第一中学校の特別教室を加えます。(別表関係)

(3) その他文言の整理を行います。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年10月町田市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(開放施設等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>開放施設の利用に伴い、使用することができる設備及びその設置について</u>は、教育委員会が校長と協議して定めるものとする。</p> <p>(利用申請)</p> <p>第8条 登録団体が開放施設(体育館空調設備を除く。以下この条及び次条において同じ。)を利用しようとするときは、町田市学校開放施設利用申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(利用承認等)</p> <p>第9条 開放施設の利用の承認は、申請の順序により決定するものとする。ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(体育館空調設備の利用手続)</p> <p>第11条 登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、別に定める様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により承認を受けた登録団体が、体育館空調設備を利用したときは、月の1日から末日までの利用実績を別に定める利用実績報告</p>	<p>(開放施設等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>開放施設に設置する附属設備は、教育委員会が校長と協議して定めるものとする。</u></p> <p>(登録団体の利用申請)</p> <p>第8条 登録団体が開放施設を利用しようとするときは、<u>町田市学校開放施設利用申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(登録団体の利用承認等)</p> <p>第9条 登録団体の利用の承認は、<u>申請の順序による。</u>ただし、同時に申請のあった場合は、<u>抽選によるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>開放施設を利用する登録団体は、利用日の利用責任者を定めなければならない。</u></p> <p>5 前項の利用責任者は、<u>開放施設の利用に関する責任を負うものとする。</u></p>

書に記入し、当該月の翌月末日までに教育委員会に提出しなければなら
ない。

3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1月分の使用料を算
定し、体育館空調設備を利用した登録団体に対し、納付書を交付するも
のとす。

4 前項の納付書の交付を受けた者は、納付書に記載された使用料を納期
限までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 条例第10条第3項ただし書の規定により使用料を還付する
ことができる場合は、災害その他利用者の責めによらない事由により温
水プールの利用ができなくなるとし、還付する額は全額とする。

(利用責任者)

第13条 開放施設を利用する団体は、利用日の利用責任者を定めなけれ
ばならない。

2 前項の利用責任者は、開放施設の利用に関する責任を負うものとする。

(遵守事項)

第14条 略

(1) 略

(2) 利用の承認を受けた開放施設以外に立ち入らないこと。

(3) 略

(4) 利用を認められたもののみを利用し、利用後は原状に回復すること。

(5) ～ (8) 略

(損傷等の届出)

第15条 開放施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会

(使用料の還付)

第11条 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料を還付する
ことができる場合は、災害その他利用者の責めによらない事由により温
水プールの利用ができなくなるとし、還付する額は全額とする。

(遵守事項)

第12条 略

(1) 略

(2) 利用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(3) 略

(4) 附属設備は、利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定
の位置に戻すこと。

(5) ～ (8) 略

(損傷等の届出)

第13条 開放施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、速やか

に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第16条 略

別表 (第5条、第8条関係)

開放施設		開放日及び開放時間	申請期間
施設の種類	施設区分		
体育館	南つくし野小学校を除く <small>小学校</small>	夏季期間を除く 平日	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日
	略 忠生中学校 <small>小山中学校</small> 武蔵岡中学校	夏季期間の平日 日曜日 土曜日 祝日	
校庭	南つくし野 <small>小学校</small> を除く <small>小学校</small>	夏季期間を除く 平日	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日
	略 木曽中学校 <small>小山中学校</small> 略	夏季期間の平日 日曜日 土曜日 祝日	
略	略	略	略

に教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第14条 略

別表 (第5条、第8条関係)

開放施設		開放日及び開放時間	申請期間
施設の種類	施設区分		
体育館	本町田東 <small>小学校</small> 及び南つくし野 <small>小学校</small> を除く <small>全小学校</small> 略	夏季期間を除く 平日	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日
	略 忠生中学校	夏季期間の平日 日曜日 土曜日 祝日	
校庭	本町田東 <small>小学校</small> 及び南つくし野 <small>小学校</small> を除く <small>全小学校</small> 略	夏季期間を除く 平日	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日
	略 木曽中学校 略	夏季期間の平日 日曜日 土曜日 祝日	
略	略	略	略

温水 プール	略	略	略	略	略	略	略
体育 館空 調設 備	南つくし野小学 校を除く小学校 町田第一中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校 忠生中学校 小山中学校 武蔵岡中学校	夏季期間を除く 平日 夏季期間の平日 日曜日 土曜日 祝日	午後5時から 午後9時まで 午前8時から 午後9時まで 午前8時から 午後9時まで	別に定め る。	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
温水 プール	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

備考 略

「

第1号様式中「校庭・体育館・特別教室」及び

- ※ 利用登録は、構成員全員が同居以上)の団体で、かつ、構成員のことが必要です。
- ※ 団体の代表者は、成人であること
- ※ 利用登録の期間は、1年間とする
- 主な活動場所 (
- ◎ 公開についてご回答ください。
団体加入の問い合わせがあつたとき、
ア よい (連絡先氏名)
イ わるい

の家族でない10人以上(特別教室の利用登録は5人半数以上が市内の在住者、在勤者又は、在学者である

とが必要です。

る。ただし、特別教室の利用登録は、2年間とする。
学校)

を削る。

たとき、貴団体を紹介してよいですか?

TEL)

」

第2号様式中「(表)」及び裏面を削る。

第2条 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(利用登録)</p> <p>第7条 条例第7条第1項に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 構成員が10人以上（<u>武道場及び特別教室の利用登録</u>にあつては5人以上）であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>利用登録は、次に掲げる開放施設の区分ごとにこれを行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>体育館（体育館空調設備を含む。以下この条において同じ。）</u></p> <p>(2) <u>武道場及び町田第一中学校の特別教室（図書室を除く。）（以下「武道場等」という。）</u></p> <p>(3) <u>校庭（校庭照明設備を含む。以下この条において同じ。）</u></p> <p>(4) <u>特別教室（町田第一中学校の特別教室を除く。第5項及び第7項並びに第8条において同じ。）</u></p> <p>4 <u>利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>教育委員会は、前項の規定による利用登録の申請を承認したときは、体育館及び校庭の利用登録にあつては別に定める利用登録承認書を、武道場等及び特別教室の利用登録にあつては別に定める利用登録承認書を、特別教室の利用登録にあつては町田市学校開放施設利用登録証（第2号様式。以下「利用登録証」という。）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により利用登録の承認を受けた団体は、同項の利用登録承認</u></p>	<p>(利用登録)</p> <p>第7条 条例第7条第1号に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 構成員が10人以上（特別教室の利用登録にあつては5人以上）であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、利用登録を承認したときは、体育館及び校庭の利用登録にあつては別に定める利用登録承認書を、特別教室の利用登録にあつては町田市学校開放施設利用登録証（第2号様式。以下「利用登録証」という。）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により利用登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）</u></p>

<p>書又は利用登録証を次条第1項又は第10条第1項に規定する申請(同項に規定する町田市施設案内予約システムによる申請を除く。)をするときに提示しなければならない。</p>	<p>は、前項の利用登録承認書又は利用登録証を次条第1項に規定する申請をするときに提示しなければならない。</p>
<p>7 利用登録の期間は、1年間(武道場等及び特別教室の利用登録にあっては3年間)とする。ただし、体育館及び校庭の最初の利用登録にあっては利用登録の日から利用登録の日の属する年度の3月31日まで、特別教室の最初の利用登録にあっては利用登録の日の属する年度の翌々年度の3月31日までを利用登録の期間とする。</p>	<p>6 利用登録の期間は、1年間(特別教室の利用登録にあっては2年間)とする。ただし、最初の利用登録にあっては、利用登録の日から利用登録の日の属する年度の3月31日まで(特別教室にあっては、利用登録の日の属する年度の翌年度の3月31日まで)を利用登録の期間とする。</p>
<p>8 利用登録を更新しようとする団体は、前項に規定する期間の満了日の属する年度の2月1日から3月31日まで(武道場等の利用登録の更新にあつては、教育委員会が別に定める期間内)に、教育委員会に更新の届出をしなければならない。</p>	<p>7 利用登録を更新しようとする登録団体は、前項に規定する期間の満了日の属する年度の2月1日から3月31日までに、教育委員会に更新の届出をしなければならない。</p>
<p>9 第4項の規定にかかわらず、武道場等の利用登録を受けようとする団体が町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則(平成29年1月町田市規則第3号。以下「案内予約システム規則」という。)第4条の規定による利用の登録を受けたときは、武道場等の利用登録の承認を受けたものとみなす。この場合において、第5項及び第6項の規定は適用しない。 (体育館等の利用申請)</p>	<p>(利用申請) 第8条 登録団体が開放施設(体育館空調設備を除く。以下この条及び次条において同じ。)を利用しようとするときは、町田市学校開放施設利用申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>第8条 前条の規定により体育館、校庭又は特別教室(以下これらを「体育館等」という。)の利用登録の承認を受けた団体(以下「体育館等登録団体」という。)が体育館等を利用しようとするときは、体育館等利用申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>2 登録団体の利用の申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p>
<p>3 第1項の利用の申請は、一の体育館等登録団体につき1月当たりの利用</p>	<p>3 登録団体の利用の申請は、1か月当たりの利用回数4回分までとする。</p>

回数4回分までとする。ただし、体育館等に空きがある場合は、利用日の1月前から利用日まで（特別教室にあっては利用日の7日前まで）随時申請することができる。

(体育館等の利用承認等)

第9条 体育館等の利用の承認は、申請の順序により決定するものとする。ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認をしたときは、体育館等利用承認書（第4号様式。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付する。

3 利用承認書は、体育館等を利用するときに提示しなければならない。

(武道場等の利用申請)

第10条 第7条の規定により武道場等の利用登録の承認を受けた団体（同条第9項の規定により利用登録の承認を受けたものとみなされる団体を含む。以下「武道場等登録団体」という。）が武道場等を利用しようとするとき（次項の規定により予約を行ったときを含む。）は、武道場等利用申請書（第5号様式）又は町田市施設案内予約システム（以下「案内予約システム」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。

2 案内予約システム規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する武道場等登録団体は、案内予約システムにより武道場等の利用に関する予約を申し込むことができる。この場合において、当該予約の申込みが重複したときは、抽選により予約ができる者を定めるものとする。

3 第1項の規定による申請及び前項に規定する予約の申込みは、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(武道場等の利用承認)

第11条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、武道場等利用承認書（第6号様式）を当該申請をした者に交付する。ただ

だし、開放施設に空きがある場合は、利用日の1か月前から利用日まで（特別教室にあっては利用日の7日前まで）随時申請することができる。

(利用承認等)

第9条 開放施設の利用の承認は、申請の順序により決定するものとする。ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認をしたときは、町田市学校開放施設利用承認書（第4号様式。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付する。

3 利用承認書は、開放施設を利用するときに提示しなければならない。

し、案内予約システムによる申請の場合は、当該承認書の交付を省略する。

2 前項の規定による承認（予約に基づきなされた申請に対するものを除く。）は、申請の順序により決定するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の承認書は、武道場等を利用するときに提示しなければならない。

（武道場等の利用券の購入）

第12条 武道場等の利用の承認を受けた者（以下「武道場等利用者」という。）は、あらかじめ条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなければならない。

（利用単位の制限）

第13条 同一月に武道場等を利用できる単位（条例別表に規定する使用単位をいう。以下同じ。）は、一の申請者につき5単位までとする。この場合において、午前、午後及び夜間にあつてはそれぞれ1単位、日中にあつては2単位として計算する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、空きがある武道場等があり、かつ、利用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて利用を承認することができる。

（武道場等の利用の取消し）

第14条 武道場等利用者は、武道場等の予約又は利用の申請を取り消そうとするときは、武道場等利用申請取消書（第7号様式）又は案内予約システムにより、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。

（1）予約に基づきなされた申請 当該申請に対する承認日の属する月の翌月の8日

（2）前号に掲げる申請以外の申請 利用日の22日前の日

(期日経過後の利用の取消し等による申請等の制限)

第15条 教育委員会は、武道場等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該武道場等利用者に対し、その利用しなかつた日又は取り消された利用日の属する月の翌々の初日から14日までの間、別表に定める武道場等の申請期間のうちその初日が同月に到来する期間に係る武道場等の利用の申請及び予約の申込みを制限するものとする。

(1) 利用日に利用しなかつたとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の利用の取消しが同一月内の利用について2回以上あつたとき。

(利用期間の制限)

第16条 武道場等利用者は、武道場等を同一目的で引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(図書室の利用手続)

第17条 図書室を利用することができる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学している者（小学校就学前の者を除く。）とする。

2 図書室を利用しようとする者は、別に定める利用申請書を教育委員会に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

3 図書室を利用する者は、入室し、又は退室するときは、利用者カードを提示しなければならない。

(プールの利用手続)

第18条 プールを利用することができる者は、プールの開放を行う小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒、当該児童又は生徒の保護者及び当該保護者が同伴する幼児（4歳以上の者で、教育委員会が認めるものに限る。）とする。

2 プールを利用しようとする者は、教育委員会が別に定める方法により、プールの利用の承認を受けるものとする。

<p>(温水プールの利用手続)</p> <p><u>第19条</u> 温水プールを利用しようとする者は、条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(体育館空調設備の利用手続)</p> <p><u>第20条</u> 体育館等登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、別に定める様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により承認を受けた<u>体育館等登録団体</u>が、体育館空調設備を利用したときは、月の1日から末日までの利用実績を別に定める利用実績報告書に記入し、当該月の翌月末日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1月分の使用料を算定し、体育館空調設備を利用した<u>体育館等登録団体</u>に対し、納付書を交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第21条</u> 条例第10条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができるときは、次の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公益上の理由又は教育委員会の都合により利用の承認を取り消されたとき <u>全額</u></p> <p>(2) 災害等の理由により開放施設が利用できなくなったとき <u>全額</u></p> <p>(3) 第14条第1項の規定により利用の取消しをした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき <u>半額</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき <u>教育委員会が定める額</u></p>	<p>(温水プールの利用手続)</p> <p><u>第10条</u> 温水プールを利用しようとする者は、条例別表に定める使用料相当額の利用券を購入しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(体育館空調設備の利用手続)</p> <p><u>第11条</u> 登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、別に定める様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により承認を受けた登録団体が、体育館空調設備を利用したときは、月の1日から末日までの利用実績を別に定める利用実績報告書に記入し、当該月の翌月末日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1月分の使用料を算定し、体育館空調設備を利用した<u>登録団体</u>に対し、納付書を交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第12条</u> 条例第10条第3項ただし書の規定により使用料を還付することができるときは、災害その他利用者の責めによらない事由により温水プールの利用ができなくなったときとし、還付する額は<u>全額</u>とする。</p>
---	---

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、町田市開放施設使用料還付請求書(第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第1号又は第2号に該当する場合は、当該請求書の提出を省略することができる。

(武道場及び特別教室の使用料の減額又は免除)

第22条 条例第10条第3項の規定により武道場及び特別教室の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 町田市及び教育委員会が共催する事業に利用するとき 全額
- (2) 教育委員会が指定する町内会、自治会、青少年健全育成地区委員会その他これらに準ずる地域組織が、教育委員会が指定する小学校又は中学校の武道場及び特別教室を利用するとき 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 全額又は半額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ武道場及び特別教室使用料減免申請書(第9号様式)にその旨を記載し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用責任者)

第23条 略

(案内予約システムの利用)

第24条 第10条、第11条、第14条及び別表に定めるもののほか、武道場等の利用に係る案内予約システムの利用については、案内予約システム規則の定めるところによる。

(遵守事項)

第25条 体育館等登録団体及び武道場等登録団体並びに条例第7条第2項に規定する個人が開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(利用責任者)

第13条 略

(遵守事項)

第14条 第9条第2項の規定により利用の承認を受けた登録団体及び条例第7条第2号に規定する個人が開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ~ (8) 略
(損傷等の届出)
第26条 略
(委任)
第27条 略

(1) ~ (8) 略
(損傷等の届出)
第15条 略
(委任)
第16条 略

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条、第10条関係）

開放施設		開放日及び開放時間		申請期間
施設の種類	施設区分			
体育館	南つくし野小学校	夏季期間を除く平日	午後5時から午後9時まで	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日まで
	校を除く小学校			
	町田第一中学校			
	南中学校	夏季期間の平日	午前8時から午後9時まで	
	つくし野中学校	日曜日、土曜日及び祝日	午前8時から午後9時まで	
	成瀬台中学校			
	南成瀬中学校			
	鶴川中学校			
	鶴川第二中学校			
	忠生中学校			
小山中学校				
武蔵岡中学校				
武道場	町田第一中学校	月曜日及び火曜日	午後7時から午後9時まで	次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める期間 (1) 予約の申込みをする場合 利用日の属する月 (以下「利用月」という。)の前々月の初日か
		日曜日、土曜日及び祝日	午前9時から午後5時まで	

				<p>ら同月の8日まで。この場合において、予約をした者の利用の申請期間は、同月の9日から利用日の利用時間前までとする。</p> <p>(2)前号の予約を実施した後において空きがある武道場の利用の申請をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用月の前々月の9日(第15条の規定による制限を受けている場合にあっては、15日)から利用日の利用時間前まで</p> <p>(3)第13条第2項の規定により同一月に5単位を超えて利用する場合の6単位目以後の利用の申請をする場合 利用月の前月の15日から利用日の利用時間前まで</p>
校庭	南つくし野小学	夏季期間を除	午後5時	利用日の属する月の前月の

	校を除く小学校 町田第一中学校 南大谷中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校 薬師中学校 金井中学校 忠生中学校 木曾中学校 小山中学校 武蔵岡中学校	く平日 夏季期間の平 日 日曜日、土曜 日及び祝日	から午後 9時まで 午前8時 から午後 9時まで 午前8時 から午後 9時まで	第1土曜日から利用日まで の間において、運営委員会が 指定する日まで
プー ル	小学校全校 つくし野中学校 鶴川第二中学校 金井中学校	夏季期間のう ち各校15日 以内で教育委 員会が指定す る日	午前9時 から午後 3時まで	当日のみ
特別 教室	本町田 小学校	多目的 室 ランチ ルーム 夏季期間の火	午後6時 30分か ら午後9 時まで 午後1時	利用日の属する月の前月の 第1土曜日から利用日の7 日前まで

		曜日及び木曜日	から午後 9時まで
		日曜日、土曜日及び祝日	午前9時 から午後 9時まで
木曾境 川小学 校	音楽室	夏季期間を除く火曜日及び木曜日	午後6時 30分 から午後9 時まで
	家庭科 室 ランチ ルーム	夏季期間の火曜日及び木曜日	午後1時 から午後 9時まで
		日曜日、土曜日及び祝日	午前9時 から午後 9時まで
小山ヶ 丘小学 校	理科室	夏季期間を除く火曜日及び木曜日	午後6時 30分 から午後9 時まで
	図工室 音楽室 第3音 楽室	夏季期間の火曜日及び木曜日	午後1時 から午後 9時まで
	家庭科 室	日曜日、土曜日及び祝日	午前9時 から午後 9時まで

町田第一中学校	交流ホール	月曜日及び火曜日	午後 7 時から午後 9 時まで	次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める期間 (1) 予約の申込みをする場合 利用月の前々月の初日から同月の 8 日まで。この場合において、予約をした者の利用の申請期間は、同月の 9 日から利用日の利用時間前までとする。 (2) 前号の予約を実施した後において空きがある開放施設の利用の申請をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用月の前々月の 9 日(第 15 条の規定による制限を受けている場合にあつては、15 日) から利用日の利用時間前まで (3) 第 13 条第 2 項の規定により同一月に 5 単位を超えて利用する場合の 6 単位目以後の利用
	多目的室 第一音楽室 家庭科室	日曜日、土曜日及び祝日	午前 9 時から午後 5 時まで	

				の申請をする場合 利 用月の前月の15日か ら利用日の利用時間前 まで	
		図書室	日曜日、土曜 日及び祝日	午前9時 から午後 5時まで	当日のみ
鶴川中 学校	小ホー ル ミーテ ィング ルーム	木曜日及び金 曜日	午後6時 30分か ら午後8 時30分 まで	利用日の属する月の前月の 第1土曜日から利用日の7 日前まで	
		日曜日、土曜 日及び祝日	午前9時 から午後 5時まで		
温水 プー ル	町田第一中学校	8月以外の月 の月曜日及び 火曜日	午後6時 30分か ら午後8 時30分 まで	当日のみ	
		8月の月曜日 及び火曜日	午後4時 から午後 8時30 分まで		
		日曜日、土曜	午前10		

		日及び祝日	時から午後 5時3 0分まで	
	南中学校 鶴川中学校	8月以外の月 の木曜日及び 金曜日	午後6時 30分か ら午後8 時30分 まで	
		8月の木曜日 及び金曜日	午後4時 から午後 8時30 分まで	
		日曜日、土曜 日及び祝日	午前10 時から午 後5時3 0分まで	
体育 館空 調設 備	南つくし野小学 校を除く小学校 町田第一中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校	夏季期間を除 く平日 夏季期間の平 日 日曜日、土曜 日及び祝日	午後5時 から午後 9時まで 午前8時 から午後 9時まで 午前8時 から午後 9時まで	別に定める。

	忠生中学校 小山中学校 武蔵岡中学校			
校庭 照明 設備	木曾中学校	1月から3月 まで及び10 月から12月 まで	午後5時 30分か ら午後9 時まで	別に定める。
		4月から9月 まで	午後6時 30分か ら午後9 時まで	

備考

- 1 夏季期間とは、7月21日から8月31日までをいう。
- 2 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、日曜日、土曜日及び祝日を除く日をいう。
- 3 1月1日から同月3日（温水プールにあっては同月4日）まで及び12月29日から同月31日までは、学校開放を行わない。
- 4 前項に規定するもののほか、温水プール及び鶴川中学校の特別教室については、祝日が学校開放を行わない曜日に当たるときは、当該祝日における学校開放を行わない。
- 5 特別教室及び温水プールにおける開放時間については、祝日が学校開放を行う曜日（日曜日及び土曜日を除く。）に当たるときは、祝日の開放時間の規定を適用する。
- 6 開放施設の利用の単位は、開放時間の範囲内で教育委員会が別に定める。ただし、武道場等の利用の単位は、条例別表に規定する使用単位のとおりとする。
- 7 武道場等の利用の申請（案内予約システムによる申請を除く。）の受付日及び

受付時間は、この表に規定する武道場等の開放日及び開放時間とする。

第1号様式中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

第3号様式中「町田市学校開放施設利用申請書」を「体育館等利用申請書」に、「学

「

校開放施設の」を「体育館等の」に、

午 前	時	分から	時	分まで
午 後	時	分から	時	分まで
夜 間	時	分から	時	分まで

」

「

を

時	分から	時	分まで
時	分から	時	分まで
時	分から	時	分まで

に改める。

」

第4号様式中「町田市学校開放施設利用承認書」を「体育館等利用承認書」に、「学

「

校開放施設の」を「体育館等の」に、

午 前	時	分から	時	分まで
午 後	時	分から	時	分まで
夜 間	時	分から	時	分まで

」

「

を

時	分から	時	分まで
時	分から	時	分まで
時	分から	時	分まで

に改め、

※遵守事項

- (1) 利用の承認を
- (2) 利用の承認を
- (3) 利用時間（準
- (4) 附属設備は、
すこと。
- (5) 利用後は、清
- (6) 喫煙及び飲酒
- (7) 火気を使用し
承認を受けたと
- (8) その他管理者

受けた目的以外に利用しないこと。

受けた施設以外に立ち入らないこと。

備及び後片付けに要する時間を含む。)を厳守すること。

利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定の位置に戻

を削る。

掃を行うこと。

を行わないこと。

ないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の

きは、この限りでない。

の指示に従うこと。

」

第4号様式の次に次の4様式を加える。

第5号様式（第10条関係）

武道場等利用申請書			年 月 日		承認番号	
利用日	年 月 日 曜日	利用時間	1 午前 時	2 午後 分～	3 夜間 時	4 日中 分
利用目的						
利用責任者 <input type="checkbox"/> 申請者と 同じ	住所					
	氏名		電話			
施設の名称 収容人員（人）	利用予定 人数（人）	使用料（円）				
		午前	午後	夜間	日中	
			使用料計	円		
備考						
<p>上記のとおり武道場等の利用を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 団体名 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: right;">町田市教育委員会 様</p>						

第6号様式（第11条関係）

武道場等利用承認書			年	月	日	承認番号
利用日	年 月 日 曜日	利用時間	1 午前 時	2 午後 分～	3 夜間 時	4 日中 分
利用目的						
利用責任者 <input type="checkbox"/> 申請者と 同じ	住所					
	氏名		電話			
施設の名称 収容人員（人）	利用予定 人数（人）	使用料（円）				
		午前	午後	夜間	日中	
			使用料計	円		
備考						
<p>上記のとおり武道場等の利用を承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 団体名 住 所 氏 名 様 電 話</p> <p style="text-align: right;">町田市教育委員会</p>						

武道場等利用申請取消書

年 月 日

町田市教育委員会 様

申請者
 団体名
 住 所
 氏 名
 電 話

下記のとおり武道場等の利用を取り消します。

承認番号		承認年月日	年 月 日
取消理由			
利用日時	年 月 日 (曜日)	午前・午後・夜間・日中 (時 分～ 時 分)	
利用施設 (該当する施設 に○印)			
利用責任者名 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住所 氏名 電話		

町田市開放施設使用料還付請求書

年 月 日

町田市教育委員会 様

請求者

団体名

住 所

氏 名

電 話

印

次の理由により開放施設の使用料の還付を請求します。

利用日時	年 月 日（ 曜日）	時 分～ 時 分
利用目的		
利用施設		
還付理由		
既納付額	円	
納付年月日	年 月 日	

第9号様式（第22条関係）

武道場及び特別教室使用料減免申請書			年 月 日			
利用日	年 月 日 曜日	利用時間	1 午前 時	2 午後 分～	3 夜間 時	4 日中 分
利用承認日	年 月 日 曜日					
利用目的						
申請理由						
施設の名称 収容人員（人）	利用予定 人数（人）	使用料減免申請額（円）				
		午前	午後	夜間	日中	
			使用料減免申請額計	円		
<p>上記のとおり使用料の減額・免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 団体名 住所 氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">町田市教育委員会 様</p>						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表の改正規定（体育館の項及び校庭の項に係る部分に限る。）及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第6項の規定 令和4年6月1日

(3) 第2条並びに次項及び附則第4項の規定 令和4年8月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の第7条第7項の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後の申請に係る特別教室の利用登録の期間について適用し、同日前の申請に係る特別教室の利用登録の期間については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、第1条の規定による改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際、第2条の規定による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(準備行為)

5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第1条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場及び町田第一中学校の特別教室の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第2条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（第1条による改正後）

第1号様式（第7条関係）

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名				登録番号	
利用施設				活動内容	
代表者	氏名			生年月日	年 月 日
	住所	〒			
	電話番号				
登録人員	在住者		在勤者		計 人
	在学者		その他		
添付書類	構成員名簿				

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（第1条による改正前）

第1号様式（第7条関係）

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名				登録番号	
利用施設	校庭 ・ 体育館 ・ 特別教室			活動内容	
代表者	氏名			生年月日	年 月 日
	住所	〒			
	電話番号				
登録人員	在住者		在勤者		計 人
	在学者		その他		
添付書類	構成員名簿				

※ 利用登録は、構成員全員が同居の家族でない10人以上（特別教室の利用登録は5人以上）の団体で、かつ、構成員の半数以上が市内の在住者、在勤者又は、在学者であることが必要です。

※ 団体の代表者は、成人であることが必要です。

※ 利用登録の期間は、1年間とする。ただし、特別教室の利用登録は、2年間とする。

○ 主な活動場所（ _____ 学校）

◎ 公開についてご回答ください。

団体加入の問い合わせがあったとき、貴団体を紹介してよいですか？

ア よい（連絡先氏名 _____ TEL _____）

イ わるい

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（改正後）

第2号様式（第7条関係）

	第	号
町田市学校開放施設利用登録証		
使用施設		
団体名		
代表者氏名		
活動内容		
※有効期間		
登録の日から	年 月 日	
	町田市教育委員会	印

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（改正前）

第2号様式（第7条関係）

（表）

第	号
町田市学校開放施設利用登録証	
使用施設	
団体名	
代表者氏名	
活動内容	
※有効期間	
登録の日から	年 月 日
	町田市教育委員会
	印

（裏）

<p><u>遵守事項</u></p> <p><u>（1）利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。</u></p> <p><u>（2）利用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。</u></p> <p><u>（3）利用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。</u></p> <p><u>（4）附属設備は、利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定の位置に戻すこと。</u></p> <p><u>（5）利用後は、清掃を行うこと。</u></p> <p><u>（6）喫煙及び飲酒を行わないこと。</u></p> <p><u>（7）火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（8）その他管理者の指示に従うこと。</u></p>

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（第2条による改正後）

第1号様式（第7条関係）

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名				登録番号	
利用施設				活動内容	
代表者	氏名			生年月日	年 月 日
	住所	〒			
	電話番号				
登録人員	在住者		在勤者		計 人
	在学者		その他		
添付書類	構成員名簿				

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（第2条による改正前）

第1号様式（第7条関係）

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名				登録番号	
利用施設				活動内容	
代表者	氏名			生年月日	年 月 日
	住所	〒			
	電話番号				
登録人員	在住者		在勤者		計 人
	在学者		その他		
添付書類	構成員名簿				

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（改正後）

第3号様式（第8条関係）

受付番号	
年	月 日

体育館等利用申請書

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり体育館等の利用を申請します。

利用施設	() 学校 校庭 ・ 体育館 ・ 特別教室			
団体名			登録番号	
利用責任者	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	自宅・勤務先・携帯		
申請者	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	自宅・勤務先・携帯		
特別教室	1 F	室	2 F	室
	3 F	室	4 F	室
利用日時	年 月 日		時 分から 時 分まで	
	() 曜日		時 分から 時 分まで	
			時 分から 時 分まで	
利用目的				
利用予定人員	大人	人	子ども	人 計 人
備考				

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（改正前）

第3号様式（第8条関係）

受付番号	
年	月 日

町田市学校開放施設利用申請書

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用を申請します。

利用施設	() 学校 校庭 ・ 体育館 ・ 特別教室				
団体名				登録番号	
利用責任者	氏名				
	住所	〒			
	電話番号	自宅・勤務先・携帯			
申請者	氏名				
	住所	〒			
	電話番号	自宅・勤務先・携帯			
特別教室	1 F	室	2 F	室	
	3 F	室	4 F	室	
利用日時	年 月 日 () 曜日	午前	時 分から	時 分まで	
		午後	時 分から	時 分まで	
		夜間	時 分から	時 分まで	
利用目的					
利用予定人員	大人	人	子ども	人	計 人
備考					

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（改正後）

第4号様式（第9条関係）

承認番号	
年	月 日

体育館等利用承認書

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり体育館等の利用を承認します。

町田市教育委員会 印

利用施設	() 学校 校庭 ・ 体育館 ・ 特別教室			
団体名			登録番号	
利用責任者	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	自宅・勤務先・携帯		
申請者	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	自宅・勤務先・携帯		
特別教室	1 F	室	2 F	室
	3 F	室	4 F	室
利用日時	年 月 日		時 分から 時 分まで	
	() 曜日		時 分から 時 分まで	
			時 分から 時 分まで	
利用目的				
利用予定人員	大人	人	子ども	人 計 人
備考				

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（改正前）

第4号様式（第9条関係）

承認番号	
年	月 日

町田市学校開放施設利用承認書

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用を承認します。

町田市教育委員会 印

利用施設	() 学校 校庭 ・ 体育館 ・ 特別教室			
団体名			登録番号	
利用責任者	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	自宅・勤務先・携帯		
申請者	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	自宅・勤務先・携帯		
特別教室	1 F	室	2 F	室
	3 F	室	4 F	室
利用日時	年 月 日 () 曜日	午前	時 分から	時 分まで
		午後	時 分から	時 分まで
		夜間	時 分から	時 分まで
利用目的				
利用予定人員	大人	人	子ども	人 計 人
備考				

※遵守事項

- (1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 利用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。
- (4) 附属設備は、利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定の位置に戻すこと。
- (5) 利用後は、清掃を行うこと。
- (6) 喫煙及び飲酒を行わないこと。
- (7) 火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
- (8) その他管理者の指示に従うこと。